

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和 4 年 1 1 月 8 日付けで行った各保護変更決定処分（以下、順に「本件処分 1」、「本件処分 2」といい、併せて「本件各処分」という。）について、それぞれ取消しを求めるものと解される。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のとおり主張する。

年金 1 2 万 9 0 0 0 円で更生施設の代金 1 カ月分 6 9 0 0 0 円支払をしると患者さんに個人の自己負担をさせる。生活保護の住宅扶助も考えてくれない。

第 4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 1月18日	諮問
令和6年 6月11日	審議（第89回第3部会）
令和6年 7月17日	審議（第90回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨を定める。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする旨を定める。

(2) 住宅扶助

法14条は、住宅扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるとし、その範囲の事項を「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定める。

法33条は、住宅扶助の方法について、住宅扶助は金銭給付によって行うものとする原則を示した上で、金銭給付によることが適当でないときや保護の目的を達成するために必要があるときは、現物給付によって行うことができる旨を定める（同条1項）。

法 38 条は、保護施設について、救護施設、更生施設等の 5 種類とし、このうち、更生施設は、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設であると定める（同条 1 項及び 3 項）。

(3) 職権による保護の変更

法 25 条は、保護の実施機関は、常に被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって被保護者に通知しなければならない旨を定める（同条 2 項）。

2 本件各処分について

これを本件各処分についてみると、処分庁は、請求人が令和 4 年 10 月 28 日、〇〇に入所したことにより、同日付けで請求人に対する保護の基準を居宅基準から施設基準に変更し（本件処分 1）、令和 4 年 11 月 1 日付けで住宅費（家賃）を削除して住宅扶助費を 0 円に変更し（本件処分 2）、本件各処分に係る各通知書により請求人に通知したことが認められる。

〇〇は、法が定める保護施設のうち更生施設であり（法 38 条 1 項 2 号）、〇〇への入所は、請求人が宿所提供施設において保護費の浪費や無断外泊を繰り返したことから、保護施設において生活指導を行うことが適当であり、保護の目的を達成するために必要があったものといえることができる。

したがって、処分庁が〇〇入所の日をもって居宅基準から施設基準に変更した本件処分 1 には、違法又は不当な点は認められない。

また、更生施設は住宅扶助を要するものではないから、請求人入所の翌月分について、それまで計上されていた住宅扶助費を 0 円に変更した本件処分 2 は、法令の定めに基づいてなされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

請求人の主張の趣旨は、第3のとおり、本件各処分について住宅扶助が削除されたこと及び年金の収入認定がされていることを不服とするものと解される。

しかし、上記2記載のとおり、更生施設である〇〇に入所した請求人に対して、住宅扶助費が支給されることはない。

また、年金の収入認定については、処分庁は、請求人の保護開始時から収入認定をしており、本件各処分において新たに収入認定したり、収入認定額を変更した事実は認められない。なお、本件各処分に記載された収入充当額は、法令等の定めに則って適正に算定されていることが確認できる。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子